

## 指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

株式会社高山建設 宮崎県西諸県郡高原町大字広原152番地

2 指名停止の期間

令和3年1月26日から令和3年4月25日まで（3カ月）

3 指名停止措置対象区域

全区域

4 事実の概要

家畜改良センター発注の「家畜改良センター宮崎牧場SPF豚舎基地内管理棟女子シャワー室新築工事及び男子シャワー室改修工事」に関し、開札の結果、最低入札価格を提示した当該業者の入札価格が調査基準価格を下回ったため落札決定を保留し、低入札価格調査の手続きを行うこととなったが、その後、提示した入札価格では工事を履行することが困難との理由により、当該業者から辞退の申し出があった。

5 指名停止理由

当該業者が落札決定予定者（低入札価格に該当）となった後、低入札価格調査の手続きに応じることなく辞退を申し出たことは、「独立行政法人家畜改良センターの契約に係る指名停止の措置要領」別表第2第12号（不正又は不誠実な行為）に該当する。

「独立行政法人家畜改良センターの契約に係る指名停止の措置要領」別表第2第12号

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から1 カ月以上9カ月以内